

基調報告（3）

11世紀ユーラシア東方における多国体制と「帝国」

古松崇志

はじめに

本稿は11世紀の「帝国」について考えるという本シンポジウムのテーマに応えて、同時期のユーラシア大陸東部の「帝国」として契丹（遼）と宋（北宋）という北と南に共存した二つの王朝をとりあげ、王朝間関係を中心にその歴史研究の一端を紹介するものである。

11世紀のユーラシア大陸東部は、8世紀半ばの安史の乱から13世紀前半のモンゴルによるユーラシア統合に至るまで続いた多極化の時代のなかにあった。中国史では一般に宋代として知られるが、北宋は軍事的に弱体で、北方の遊牧王朝である契丹が軍事的にもっとも強盛を誇り、覇を唱えた時代である。そして、この南北二大国のほかに、高麗・西夏・チベット・西ウイグルなどの中小の諸政権が並立する「多国体制」というべき情勢となった。

本稿では、契丹・北宋という二つの「帝国」の関係を主題として検討をくわえていくが、具体的には以下のような手順で進める。

まず前提として、本稿では「ユーラシア東方史」という歴史研究のための地域枠組を用いるが、それはいかなるものなのかを簡単に紹介し、そのうえで11世紀ユーラシア東方史の流れを概観する。つぎに、契丹と北宋の両国が1004年に澶淵の盟と呼ばれる盟約を結び、ユーラシア東方の北と南に100年以上にわたって対等な関係で平和共

存したことの歴史的的重要性に注目し、この盟約の締結によって確立した両国の平和共存のしくみについて、筆者自身も含めたこれまでの研究にもとづいて概括して紹介する。そして、この両国関係の考察を踏まえ、多国体制のもとで契丹と北宋の両国の支配者層が、自らを中心とする統治空間をどのように構想したのか、他国との関係のなかで自らの王朝をどのように認識したのか、といった「帝国」秩序にかかわる問題をとりあげる。

11世紀ユーラシア東方における「帝国」のありようを検討することにより、同時代のユーラシアを貫く「中世の帝国」の比較史研究のための材料に供したい。

1. 11世紀ユーラシア東方史の基本構図

最初に本報告の前提として、「ユーラシア東方史」とは何か、そして「ユーラシア東方」を歴史研究の地域枠組として設定するねらいは何なのか、ごく簡単に紹介しておきたい。

ユーラシア東方とは、おおまかにはパミール高原以東を指し、従来の地域区分で言えば、東アジア、東北アジア、中央ユーラシア（内陸アジア）の東部（北アジア）、東南アジアの一部を含む範囲におよぶ。ユーラシア東方の空間枠組を用いるねらいは、モンゴリア・河西回廊・チベット・東トルキスタン（新疆）といった中央ユーラシア東部の歴史と中国本土あるいは東アジアの歴史とが深くかわりあいながら展開してきたことを重視して、中央ユーラシア史と中国史・東アジア史とを接合することにある。それによって、気候的には乾燥が卓越した中央ユーラシアに出自する騎馬遊牧民の集団・王朝（遊牧王朝）とユーラシア最大の農耕地帯のひとつである中国本土に基盤を置く中国王朝（中原王朝）という二つの異なる類型の王朝国家の双方の歴史展開をひろやかにフラットに視野に入れ、その相互の対立・交流・融合、遊牧王朝による中国統合・支配、中国本土に拠点を置く王朝の中央ユーラシア進出といった多様な関係性を合わせて見通すことが可能となる⁽¹⁾。

11世紀のユーラシア東方史を理解するためには、その前の時代から説き起こす必要がある。多極化の局面は8世紀半ばにおこった安史の乱にはじまる。安史の乱を契機として、以後9世紀前半までユーラシア東方では唐・ウイグル・チベットの三国鼎立の局面となる。その後、830年代以後にウイグルとチベットがあいついで瓦解し、さらに9世紀後半になると唐の国内でおこった数度の叛乱によって中国本土は大混乱に陥り、唐は最終的に10世紀初頭に滅亡し、ユーラシア東方は各地に軍事力を背景にした中小政権が乱立する著しい流動化の時代に入る。

この混乱した局面から現れた新興勢力が契丹と沙陀^{さだ}である。契丹は、モンゴル高原の東南部（現在の中国内モンゴル自治区東部一帯）を根拠地とする遊牧民の集団であ

る。歴代の遊牧王朝が興ったモンゴル高原の中央部および中国本土の双方で政治的混乱がつつくなか、その狭間から台頭し、契丹の有力部族のリーダーとして耶律阿保機が現れて、10世紀初頭に王朝国家の建設を成し遂げた。契丹は、漢人や渤海人といった定住農耕民を本拠地の草原地帯へ大規模に移住・入植させ、のちには中国本土の一部（後述する燕雲地区）も支配下に入れて、騎馬遊牧民の軍事力と定住農耕民の生産力を組み合わせ、唐制に由来する中原王朝の制度をもとりこんだ新しいタイプの遊牧王朝を建設した。結果として、以後200年にわたり、ユーラシア東方では契丹がもっとも強大な王朝として覇を唱えることになる。

一方、沙陀は中央ユーラシアの草原地帯から中国北部へ移住してきたトルコ系の遊牧民である。唐末の黄巢の乱のさいに唐側について大活躍し、中国北部（現在の山西省一帯）に拠点を築き、周辺の遊牧民や漢人を吸収して台頭する。唐の滅亡後には、この沙陀軍団が中原を制圧して、後唐・後晋・後漢といった中国史ではふつう「五代」に数えられる諸王朝を建国する。このあとに現れる後周・北宋という王朝は沙陀軍閥の一翼になった漢人武人がつくった王朝で、沙陀軍団の系譜に位置づけられる。したがって、これら一連の王朝は、建国当初の北宋まで含めて沙陀系王朝と呼ぶべきである。北宋に至り、中国本土はそれまでの軍事勢力が割拠する状態から次第に統合へと向かっていく。

契丹と沙陀はいずれももとは騎馬遊牧民の軍事集団を中核に政権をうち立てたが、軍事力では北方草原地帯にいた前者が後者をおおむね凌駕した。936年には契丹が沙陀軍事勢力どうしの内部抗争に介入し、後晋建国を後押しして、見返りに中国本土北辺の燕雲地方（現在の北京市および山西省大同一帯）の割譲を受ける。

以後の契丹と沙陀系王朝との関係は対立が基調となった。979年に中国本土の大部分を統合した北宋が燕雲地方も併合すべく、契丹にたいして大規模な攻撃をしかけたが返り討ちにあって大敗し、契丹優勢のまま1004年の澶淵の盟と呼ばれる盟約の締結にいたる。これによって、契丹と北宋というユーラシア東方における南北二大王朝が平和共存するようになった。

このあと、11世紀半ばに至り、ユーラシア東方は契丹・北宋の友好関係を軸に、高麗・西夏・チベット・西ウイグルなどが、ときに局地的な紛争を起こしながらも、おおむねは安定した状態で並存することになった。ドイツのアジア史家 Herbert Franke がかつて命名した「多国体制」Multistate system と呼ぶべき国際情勢が現出したのである⁽²⁾。これは11世紀ユーラシア東方史の特質を理解するには、的確な表現であると言えよう。

2. 澶淵の盟と契丹・北宋関係

つぎに、澶淵の盟の締結によって実現した契丹と北宋のあいだの100年を超える平和共存関係の内実について具体的に検討しておこう。

澶淵の盟締結に至る経緯は次のようなものである。契丹の承天皇太后・聖宗皇帝の母子が軍を率いて北宋領内に侵攻し、都の開封から北にわずか100kmあまり、黄河のほとりに位置する澶州（現在の河南省濮陽市）に迫った。ここで両軍がにらみ合うなかで和平交渉が進められ、最終的に契丹の聖宗と北宋の真宗の両国皇帝間で誓書という文書を交換して盟約締結に至った。

この誓書では、北宋から契丹への毎年の歳幣の支払い（絹20万匹・銀10万両）、国境侵犯の禁止、越境逃亡した犯罪者の引き渡し、国境付近の軍事施設の増設禁止が取り決められた。両国が軍事衝突を回避して恒久的に平和を維持するための規定が詳細に定められていて、戦争の抑止が盟約の主眼であったことがよく分かる。なお、1042年には二度目の盟約が締結されているが、このときには歳幣を増額するとともに、北宋側で対契丹の国防に用いられた国境地帯のため池の拡張を禁止し、国境地帯に駐屯する軍隊の増員を禁止するなど、平和維持のための規定をより緻密に定めている。

一方、誓書の形式は、天神地祇と宗廟社稷に告げて、子孫の代まで永久に伝えていくことを誓い、もしこれに背けば国を保つことはできないという威嚇文言がかならず末尾に附され、両国皇帝がおたがいにその遵守を誓い合うというものである。それゆえにこそ、誓書と呼ばれるのである。

以上の誓書にみえる規定のほかに、両国皇帝家の擬制親族関係、毎年の定期的な使節団の交換、国境近くに開設した榷場かくじょうと呼ばれる公定交易場での管理貿易などが定められた⁽³⁾。このときに定められた擬制親族関係とは、周知のように年長の北宋皇帝（真宗）が兄となり、年少の契丹皇帝（聖宗）が弟となるというものである。注意すべきは、親族関係が可変的だったことである。つまり、この二人の兄弟関係を基準にして、以後の両国歴代皇帝間の親族関係が決められた⁽⁴⁾。このことは、両国が名分において完全に対等な関係となったことを意味する。なお、「天下」を二人の皇帝で分け合って統治しているという共通認識にもとづき、契丹を「北朝」、北宋を「南朝」と呼ぶことも両国で一般化していた⁽⁵⁾。

このとき定められた盟約の内容や盟約を取り交わすという形式は、ユーラシア東方の王朝間交渉ではそれ以前からみられる。たとえば、8世紀後半から9世紀前半にかけての唐とチベット（吐蕃とばん）の関係が類似しており、有名な唐蕃会盟碑（823年立石、チベットのラサに現存）によれば、両国は対等な関係となり、戦争を抑止するために盟約を取り結んだことが知られる。また、澶淵の盟にみられる歳幣の贈与、国境の遵守、越境逃亡者の送還、使節の交換、擬制親族関係の設定などは、905年に契丹の耶

律阿保機と沙陀の李克用という二人の指導者が結んだ雲州会盟というとりきめ以来の契丹と沙陀の関係に由来する。また、契丹と北宋のあいだでは、974年に最初の和議が成立していて、誓書の交換はなかったものの、両国皇帝が対等な関係にあったことが知られ、澶淵の盟以後の契丹・北宋間和平関係の直接の先例として重要である。したがって、澶淵の盟の内容じたいは目新しいものではなく、先例をふまえたものであった⁽⁶⁾。

しかし、10世紀の契丹と中原政権のあいだの不安定な関係とは異なり、澶淵の盟以後の契丹・北宋関係は、対等な南北両王朝間で100年を超える安定した平和共存体制を確立した点で画期的な意義を持っていた。ときに西夏（タングト）という第三勢力の台頭や両国間国境をめぐる紛擾などのトラブルはつきま続したが、両国はそれを粘り強い交渉によって解決し、12世紀前半に女真（金）が勃興してユーラシア東方の大変動が起こるまでは一度も交戦することはなかったのである。

それでは、両国の平和共存を可能にしたしくみはいかなるものだったのか。以下に検討していこう。まず第一に両者が誓書の内容をよく遵守したことである。内紛を繰り返していた10世紀半ばまでの沙陀系王朝（五代の後唐・後晋・後漢）とは異なり、11世紀の北宋はすでに軍事・行政両面で集権化を成し遂げ、安定した政権運営を実現していた。初代の阿保機時代からいち早く安定した統治体制を築いていた契丹もまた、中央政府による統制は燕雲地区の北宋との国境地帯まで行き届いていた。その結果、両国の中央政府はともに、前述した誓書の内容の遵守を国境地帯の政府出先機関や駐留部隊にまで徹底することができたのである。なかでも国境の遵守には両国ともに非常に意を用いていた。両国間の国境は、地勢にもとづけば、華北平原の平野部に位置した東部国境と太行山脈より西側の山間部に位置した西部国境とおおきく分けられる。東部国境は河川が国境で、国境線は明瞭だった。一方、山間部の西部国境では、盟約締結当初は一部境界線に曖昧な部分が残されていたが、1070年代までには両国官吏による協議をふまえてすべての国境線を画定し、界壕（境界を示す壁と溝）や積み石といった標識を設けて国境線を可視化し、それを文書に記録し地図を作成した。国境沿いに配備された両国軍隊は一貫して誓書の越境禁止をよく遵守し、滅多に国境を侵犯することはなかった。両国の国境地帯の政府出先機関が国境の維持・管理・監視に当たり、誓書の規定に従って人の越境移動は建前のうえでは厳しく制限されていた。ただし、実際には定期的な使節団や交易を認められた商人などが公的に越境を認められていたうえに、密貿易に従事する商人や間諜（スパイ）をはじめとして国禁を犯す数多くの越境者が存在した。ときには契丹の燕京（現在の北京）近くの山寺の高名な仏教僧のもとへの国境を越えた参詣ブームが北宋領内で起こることさえあった⁽⁷⁾。つまり、国境はけっして鉄のカーテンではなく、国境を越えた非公式の

人・モノ・情報の往来が盛んだったことがうかがえる。いずれにせよ、ユーラシア東方では11世紀の段階で明瞭な国境線が存在したのであり、これは世界史上においても注目すべき事象であると言ってよい⁽⁸⁾。

第二に、両国政府が文書を用いるなどして緊密に連絡をとりあい、必要におうじて対面交渉をおこなったことが挙げられる。通常の両国間の実務交渉は、国境近くの両国の出先機関（州・軍などの地方政府）を窓口にして、「牒」と呼ばれる平行文書（上下関係のない対等な機関のあいだでやりとりされる文書）を用いて頻繁に連絡をとりあっておこなわれた。些細な案件については、出先機関どうしで処理されたが、重要案件については中央政府の指示をあおいだ。そして出先機関どうしでやりとりされる「牒」文書の内部に皇帝や中央政府からの命令文書を引用することで、朝廷間交渉の機能を果たすことも可能だった。それでも解決がつかないより重大な案件については、国信使という定期使節に文書を持たせて相手国の朝廷で特別に交渉をおこない、さらに事態が深刻化した場合は「泛使」と呼ばれる臨時の特使を相手国朝廷に派遣して文書・口頭での交渉をおこなうことになっていた。このように、問題の解決に向けて、両国間の様々なレベルで交渉を重ねるしくみを整備したのである⁽⁹⁾。

第三に、毎年の「正旦」（元旦）と「聖節」（皇帝の誕生日）の祝賀のために、両国皇帝の間で国信使と呼ばれる使節を派遣しあったことである。国信使は相手国の朝廷で皇帝と対面する儀礼をおこなうが、そのさいに国書（皇帝から皇帝に宛てた書簡）の授受（自国皇帝の国書の奉呈と相手国皇帝の国書の拝受）と口頭の伝言（皇帝間のあいさつ）をつうじて、両国皇帝間を結びつける媒介となった。くわえて、相手国朝廷で皇帝が主催して百官とともに正旦・聖節を祝う儀礼にも国信使使節団が参加した。国信使は毎年の正旦・聖節のたびにこうした儀礼に参加することで、両国の友好関係を維持・更新する機能を果たしたのである。100年あまりにわたって毎年千 km を超える道のりを百人規模の使節団が毎年何度も往還したのである。なお、こうした定期的な使節の往来は契丹と高麗・西夏、北宋と高麗・西夏のあいだでも行われた。多国体制の時代のユーラシア東方は、使節往還が非常に盛んな時代であった⁽¹⁰⁾。

第四に、北宋から契丹への歳幣の支払いによって、両国が経済的な結びつきを深めたことである。歳幣は莫大な額のように見えるが、江南の開発を進め経済発展をとげつつあった北宋にとって、それほど重い負担というわけではなかった。くわえて歳幣として契丹へ支払われた銀や絹は、国境近くに設けられた貿易場（榷場）で北宋からの南方産を含む商品（香薬・犀角・象牙・茶・絹・漆器・米など）の買い付けの支払いに充てられ、北宋側に還流した部分が少なくなかったことが明らかにされている。歳幣は両国間の貿易を促進する媒介としての機能も果たしたのである。なお契丹は、ウイグル商人などを使って、北宋からの輸入品をさらに中央アジア方面へ転売し（い

わゆる「シルクロード交易」)、大きな利益を挙げていたと考えられている⁽¹¹⁾。

以上にみてきた両国の安定した平和共存関係について、筆者はかつて澶淵の盟の締結にともない定められた平和維持の規定など、両国が対等な国家として共存するためのしくみを「澶淵体制」と命名した⁽¹²⁾。その後のユーラシア東方の王朝間関係のモデルになった点で、澶淵の盟の影響は大きかった。11世紀に成立した西夏と契丹・北宋のあいだの和議は誓詔・誓表の交換をとまなう盟約関係だったし、契丹と高麗のあいだは盟約を結んではないものの、国境の画定や使節の定期的往還など澶淵の盟と類似した平和維持のしくみが入り入れられていた。12世紀にはマンチュリアから女真族の金が勃興し、契丹と北宋を滅ぼしたが、金は契丹の後継者をもって自認し、周辺国と契丹の先例にもとづいて関係を結び、北宋・西夏・高麗・南宋と盟約をあいっいで締結している。ユーラシア東方の多国体制の時代はまさしく澶淵の盟にはじまる「盟約の時代」なのであった⁽¹³⁾。

なお、契丹と北宋の関係で一点注意しておかなければならないのは、両国間の対等性には留保がつくということである。すなわち、名分上は確かに対等だったにもかかわらず、実質上は契丹が北宋の上位に立っていたとみるべきである。

そのように考え得る根拠はいくつかある。第一に、前述したように、澶淵の盟が締結された経緯は、契丹が北宋の都に迫る勢いで軍事侵攻し、そこで北宋側からの提案で講和が進められたというものだった。そうした経緯を背景にして、誓書の交換の順序は、北宋皇帝が契丹皇帝に宛てた誓書が先で、契丹皇帝が北宋皇帝に宛てた誓書が後に送られている。厳密には先に誓いを立てた者のほうが劣位とみなしうる⁽¹⁴⁾。第二に、歳幣の存在である。これについては戦後処理の一環で契丹側の「軍旅の費」(軍隊の費用)を助けるものであると誓書にその目的が明記されており、明らかに北宋から契丹への賠償金としての意味合いがあった。第三に、北宋へ派遣された契丹の国信使が、儀礼のなかで契丹の言語・風習を用いたことである。彼らは儀礼の中で漢語を話さずに契丹語を話し、拝礼や舞踏礼(手足を動かして喜んで皇帝に臣従することを示す所作)は契丹朝廷でおこなう契丹式の所作でおこなうことが認められた。また、皇帝と外国使者が対面する場合、皇帝が北宋の朝廷儀礼で着用する「朝服」と呼ばれる服を使者に与え、自国の官僚と同じように扱うのが通例であったが、契丹国信使に与えられる衣服は、乗馬に適した身体にぴったりした衣服(「鞞衣」^{さくい})、砥石やナイフ・革袋などを吊り下げられるベルト飾り(「蹀躞子」^{ちようしやうし})、鍍金(金メッキ)をほどこした銀の冠(「金鍍銀冠」^{きんと きんかん})、ブーツ(「鞞」^か)という、遊牧民の風俗に根ざした契丹風の服装であった。さらに契丹国信使のみが儀礼の行われる宮殿に帯刀して入場することを認められていたが、これは北宋の百官にはけっして許されないことだった。これらはいずれも、北宋の都の宮殿でおこなわれる儀礼のなかで、もともと騎馬遊牧民である

契丹人の武威を強調し誇示する意味合いを持っていた。澶淵の盟直後に定められたこれらの規定は、盟約締結当時の軍事力の実力差にかんがみて、北宋の政府が契丹側に譲歩して認めたものと考えられる⁽¹⁵⁾。

3. 多国体制のなかの「帝国」秩序——北宋・契丹の「天下観」をめぐって

以上、11世紀の多国体制を概観するとともに、比較的史料が豊富に残る契丹・北宋両国の共存関係にしぼって具体的にみてきた。つづいて、このような多国体制の現実のもとで、契丹と北宋の支配者たちは、みずからの統治空間をどのように構想したのか、他国との関係をふくめて自らの王朝をどのように認識したのかについて、考えてみたい。

よく知られるように、中国では古くから自らを中心とする世界を漢語で「天下」と表現してきた。古代漢語文献の「天下」には、「中国」（真ん中の国の意味、中原一帯の文明世界を指す）そのものを指す「九州」（狭義）と、「中国」と中国の外側の「夷狄」（文明の教化に浴さない野蛮人を意味する）を包摂した「五服」（広義）の広狭二種類があったが⁽¹⁶⁾、唐代以後の「天下」は、基本的に王朝の実効支配領域を指す狭い意味で用いられることが多い⁽¹⁷⁾。ただし、ここでは、他国との関係が重要であるので、広義の「夷狄」との関係を含む「華夷」秩序まで視野に入れて、それぞれの王朝の自国を中心とする統治空間の構想あるいは世界観を「天下観」という語を用いて表現し、検討の対象とする。それは、多極化時代のユーラシア東方における「帝国」秩序というべきものである。

北宋のこうした問題については、近年になって中国を中心に研究が進展してきている。ここでは、それらの成果をふまえつつ、北宋の天下観や自己認識について簡単にまとめておきたい。

北宋の天下観を考える前提として、前代の唐代の統治空間の構造を見ておこう。安史の乱が起こる以前、唐が強盛を誇った8世紀前半の玄宗時代の天下観である。中核には唐が直接支配する州県制のしかれた地域があり、そのまわりに「夷狄」を州県に組み込んで統治権を与える羈縻州が置かれた。羈縻州はおもに西方・北方辺境に分布する遊牧民集団を軍事的に利用するために設けられたものである。ここまでの唐朝皇帝の統治が及ぶ空間たる「天下」（狭義）とみなされる。そして、その外側に唐の直接支配の及ばない「遠夷」（四夷）がとりまき、皇帝の徳を慕って貢納しにやってくる存在とみなされた。夷狄の首長（指導者）は必要におうじて、皇帝から官職の冊封を受けた⁽¹⁸⁾。

唐末五代を経て、10世紀後半に北宋は中国本土の大半をいちおう統一したものの軍事的には弱体であり、契丹が支配した燕雲地方をはじめとして、唐の州県支配が及ん

だ版図全体を取り戻すことはできず、西南をのぞいて羈縻州を置くこともなかった。北宋では、かつての唐の版図に含まれたが当時実効支配していない地域を「漢唐旧疆」（漢・唐のかつての境域）と呼び、そこに属する交趾・敦煌・西夏（1040年代の盟約以前）・チベットといった国々の君主を冊封するさいには「節度使」（地方の軍事長官）に任じて国内に準ずる扱いとし、その外側の「夷狄」の君主を冊封するさいに国王や可汗王に任ずるのとは明確に区別していた⁽¹⁹⁾。これは、北宋が本来であれば唐の実効支配領域を継承すべきであるという正統意識を持っていたことを示すものだが、あくまでも北宋の支配者たちの主観的な願望にすぎなかった。

北宋でも実効支配する天下のまわりに夷狄がとりまくという中国の伝統的な天下観に変化はなかった。それゆえ、多国体制のもと並存する他国や諸集団はすべて「諸蕃」とみなされた⁽²⁰⁾。公式には対等な関係となり、皇帝として並び立つことを承認した契丹もまたその例外ではなく、内向きには一貫して「夷狄」とみなしつづけた。北宋朝廷での国史（王朝の公式の歴史書）編纂のさいにも、夷狄伝のなかに「契丹伝」を立て、他の「夷狄」と同等の扱いとしたことが知られる⁽²¹⁾。

なお、この「夷狄」との関係性については、歴代中国王朝においてさまざまな形で現れるが、だいたい以下の四種類に整理することができる⁽²²⁾。

- ①同化：華夷間の文化的な差異や優劣を前提に中華が夷狄を教化・融合していく。
- ②羈縻：夷狄をそのまま中華の統属下につなぎ止める。
- ③棄絶：夷狄を「化外」（教化の対象の外側）の存在として放逐し、王朝統治を中華内部に限定する。
- ④転位：中華による夷狄の同化、中華から夷狄への転落という相互転移性を強調する。夷狄の統治者が中華を支配する現実に対応する。

唐が弱体化した8世紀後半以来、中国では③の意識が台頭する（たとえば著名な韓愈の仏教排斥論と夷狄の排除の言説）。この趨勢は宋代にも継続し、中国の内と外の明確な区別が強調されることとなった。言うまでもなく、契丹や西夏というけっして屈服させることのできない「夷狄」および先に述べたような「夷狄」とのあいだの明確な国境線の存在という現実を前提とした考え方である。その一方で、北宋朝廷では、澶淵の盟とは中華（北宋）の徳・仁・義によって夷狄（契丹）を手懐けたものだという言説が契丹との和議・共存を論ずるさいに必ず持ち出されるようになり、契丹にたいする軍事的な屈服という現実を糊塗したのであった。前章に述べたとおり、契丹とは対等な関係で密接な交流をおこなったため、華夷の区別を強調しつつ、中華の道徳が夷狄をなびかせたとする論理が必要とされたのである（③棄絶+①同化）。こうして、北宋の為政者・士大夫のあいだで自分たちこそは「夷狄」とは異なる「中国」「中華」であるとの自尊意識が顕現し、宋代の学術・思想・文化に大きな影響を及ぼして

いくことになる⁽²³⁾。

つづいて契丹の「天下観」に移る。最初に、11世紀半ばごろの契丹の統治空間の構造をみておこう。契丹や奚の根拠地である上京（臨潢）・中京（大定）一帯が王朝の中核をなす。この一帯は草原地帯で、皇族（耶律阿保機一族の子孫）・后族（姻族）といった契丹王族をはじめとする遊牧部族がそれぞれ分封地（所領）として遊牧地を与えられていた。いっぽう草原のなかには定住農耕民を住まわせる城郭都市が築かれ、州県の地方政府が置かれた。その東南から南側を旧渤海の遼陽（東京）や漠地の燕京（南京）・大同（西京）が取り巻き、いずれも州県制がしかれていた。王朝の周縁、とくに西・北辺では当地に居住する各部族の族長を王朝政府が節度使などに任ずるとともに（羈縻）、王朝内に属する部族軍団によって構成される駐屯部隊を派遣し、各辺地には招討司や統軍司などを設けて辺防に当たらせた⁽²⁴⁾。こうした政府の軍事統制が直接及ぶ空間の外側に、さまざまな部族集団や「国」が存在する。それらは、①政府の統制下（契丹人・渤海人などを節度使に任じて駐屯軍を派遣）、②朝貢国（定期・不定期に入貢し交易）、③交易国（辺上で交易）、④戦争国（軍事的対立関係）という四つの範疇（可変性あり）に分類される⁽²⁵⁾。

次に、契丹の支配者層が広義の「天下」のなかで自らの王朝をどのように位置づけていたのか、主に漢文で書かれた石刻史料に依拠して考えてみたい⁽²⁶⁾。まず、当然のことながら、契丹では北方に由来する出自を強く意識しており、10世紀から11世紀まで通時的にみられる、「遼東（二遼）」や「大遼」（漢語の国号）、「松漠」、「朔方」、「北方」、「北朝」などである⁽²⁷⁾。注意すべきは、契丹がみずからの北方出自を中華の周辺とみなしていたわけではないことである。その顕著な事例として、1030年代に高麗に送った公文書が挙げられる。そこには、契丹とその周辺諸国について、方角を附した「南夏」（北宋）、「西土」（タングトやチベットなど）、「東溟」（高麗）、「北極」（契丹）という表現がみえる⁽²⁸⁾。同時期に高麗王から契丹皇帝に宛てた上奏でも高麗を「東域」、契丹を「北辰」と記す⁽²⁹⁾。「北極」「北辰」という北極星を意味する表現を用いることで、契丹がみずからを北方でありながら世界の中心であるとみなす天下観を標榜し、服属している高麗もそれを共有していたことが分かる。契丹がみずからを中心とみなす表現としては、契丹語の国号に「中央」を意味する言葉が附せられていたことが挙げられる。一方で、11世紀半ばくらいから「奄有区夏／諸夏／中土」（「中国を領有する」の意）などの表現が頻出するようになっており、自らを「中華」「中国」とみなす意識が鮮明になってきていることが分かる⁽³⁰⁾。

つぎに契丹における対北宋認識を検討し、それが契丹の自己認識におよぼした影響を考えてみたい。契丹における澶淵の盟の評価については、聖宗皇帝の事績を記した石刻史料のなかに、契丹の武力に屈服した北宋の請願に従って盟約を締結するに至っ

たのであり、盟約締結は契丹の覇業の完成を意味したという記述が見られる⁽³¹⁾。1042年の第二次盟約についても同様に認識されていた⁽³²⁾。また、北宋から契丹へ毎年送られる「歳幣」は、従属国が臣従の証として差し出す「貢納」だとみなされていた。じつは北宋が名分上の対等関係にもとづき「貢」「納」という字を回避して上下関係の含意が少ない「幣」という呼称を使用することにこだわったのだが、契丹国内では実質上の意味にもとづいて「貢納」と認識されていたのである⁽³³⁾。さらに、北宋で歐陽脩が『五代史記』を撰述して、契丹を「四夷附録」に附して夷狄として扱ったのに対抗して、北宋を「趙氏初起事跡」として国史に附している⁽³⁴⁾。契丹でも北宋と同様に、史書を編纂するさいには皇帝が二人いるという叙述は考えられなかったわけだが、この事例は、北宋で当時流行していた正統論の主張に対抗する意識が契丹でも芽生えていたことをうかがわせる。

契丹は騎馬遊牧民の軍事力を武器に宋にたいして優勢に立ったこともあり、みずからの武威にたいし強い矜持を持っていた。この武威を背景にして、名分上は対等関係にある北宋を内向きには明白に蔑視していたのである。そのほか、11世紀半ばには忠実な臣属国となっていた高麗・西夏をはじめとして、遠近・大小さまざまな諸国・諸部族を付き従えるという一種の華夷秩序を形成していた。そして、その中核には皇族と后族からなる契丹王族の貴種意識があった。この点は、近年陸続と出土する契丹文・漢文で書かれた契丹王族の墓誌銘にみえる系譜の記載から明白である。

11世紀になっても契丹皇帝は以前と変わらず遊牧民の風習にもとづき季節移動生活を維持しており、政権の最高意志が決定されるのは移動生活を営む契丹語で「オールド」(古テュルク語に由来)と呼ばれる皇帝の天幕(帳幕)であった⁽³⁵⁾。官僚や外国使節の謁見儀礼は皇帝専用の天幕でおこなわれた。なかでも契丹国内の官僚と北宋・西夏・高麗などの外国使節が一同に会する毎年正月の朝賀儀礼は重要だったが、この儀礼は広平淀という冬営地に設けられた壮麗な天幕でおこなわれた。澶淵の盟締結直後には北宋使節を受け入れるために新たに造営された中京という都城で儀礼をおこなうことが多かったが、聖宗の子の興宗皇帝の時代より以後は、広平淀での儀礼挙行が通例となった。北宋との緊密・頻繁な交流のなかで、北宋とは異なる「契丹」としての意識が前面に現れ、あえて都城の宮殿ではなく冬営地の天幕で儀礼を挙行するようにした可能性が高い⁽³⁶⁾。宋朝に派遣される契丹の使節(国信使)が契丹式の服装や拝礼を認められていたこともあわせて考えれば、契丹は外向きにも騎馬遊牧民の武威の表象を誇示していたことは疑いない。

そのいっぽうで、中国本土北辺を版図に組み込み漢人官僚を多く抱え込んだことから、契丹皇帝は「中華」の主としての側面を早くから持ち、契丹朝廷での儀礼や服制には契丹式と漢式が並存していた。また、中原の書物文化もとりこみ、燕京では出版

業が興隆し、11世紀後半には契丹の支配者層が仏典をはじめとして経書や詩文集など中国の典籍に親しむ事例が散見する。そうした背景を考えれば、澶淵の盟以後の北宋との密接な交流のなかで、武威のみならず制度典章（あるいは文教）の面でも中原の北宋に劣らないという自負が生まれ、中国王朝としての正統性をも主張するようになったのはきわめて自然なことであっただろう。すなわち、「契丹」意識と「中華」意識が相矛盾することなく、ともに顕現してきているのである。ようするに、11世紀後半の契丹は、建国以来の遊牧民の騎馬軍事力を中核とする中央ユーラシアの遊牧王朝の国制を維持しながら、中国本土からもたらされた中華意識をその王権のなかに包摂していったとみることができるだろう。

おわりに

本稿では「澶淵の盟」のもとでの契丹・北宋間の共存関係を検討し、そうした対等な他者との密接な共存関係がそれぞれの王朝の「天下観」や「天下」における自己の位置づけといった「帝国」秩序というべきものの形成に大きな影響を及ぼしていたことをみてきた。契丹も北宋もともに、表向きには対等な王朝として共存した隣国であっても、内向きには夷狄とみなして蔑視し、自己を中心とする「天下」、「華夷」秩序を構想していたのである。

ただし、多国体制のもと、契丹を中心とする国際秩序はゆるやかなものであったようである。臣属国の高麗国王は国内では時に皇帝になぞらえられたようであり、中央政府機関は唐・宋王朝にならった名称を用いた（中書門下、枢密院、御史臺など）⁽³⁷⁾。また契丹皇帝の一族の娘の降嫁を受けて舅甥関係（しゅうと・むこの関係）となった西夏は、李元昊が建国後に皇帝に即位し、独自の元号を立て、やはり唐・宋と同じ名称の政府機関を設置した（中書省、枢密院、御史臺、三司）。しかし、これらを僭越だとして契丹が譴責した形跡はない。つまり、これらの国々が毎年使者を送って貢納をおこない、国王の代替わりには冊封を受けるなど、忠実に臣属関係を取り結びさえすれば、契丹の側がそれぞれの国内の統治体制に深く立ち入ることはなかった。12世紀の金も契丹のこうした対外関係のありかたを継承している。これは、13世紀のモンゴル帝国の登場以後とは明らかに異なっており⁽³⁸⁾、まさしく多国体制の国際秩序の特質が現れたものといえるだろう。

註

- (1) 古松崇志「10～13世紀多国並存時代のユーラシア東方における国際関係」『中国史学』21巻、2011年。ユーラシア東方史の構想にかんするまとまった説明は、古松崇志『草原の制覇：大モンゴルまで』（岩波新書シリーズ中国の歴史③）、岩波書店、2020年、序章や古松崇志「10～12世紀ユー

- ラシア東方における「多国体制」再考』『唐代史研究』23号、2020年を参照されたい。
- (2) Herbert Franke and Denis Twitchett, Introduction, in *The Cambridge History of China volume 6: Alien Regimes and Border States 907-1368*, Cambridge: Cambridge University Press, pp.16-18.
 - (3) 澶淵の盟の概要は古松崇志「契丹・宋間の澶淵体制における国境」『史林』90巻1号、2007年参照。誓書の内容の詳細は毛利英介「澶淵の盟について——盟約から見る契丹と北宋の関係」荒川慎太郎・澤本光弘・高井康典行・渡辺健哉編『契丹〔遼〕と10～12世紀の東部ユーラシア』（アジア遊学160）勉誠出版、2013年参照。
 - (4) 聶崇岐「宋遼交聘考」同『宋史叢考』中華書局、1980年、294-5頁、毛利英介「遼宋皇帝擬制親族関係小補」鄧小南主編『過程・空間：宋代政治史再探研』北京大学出版社、2017年。
 - (5) 陶晋生『宋遼関係史研究』聯経出版事業公司、1984年、29-31頁。
 - (6) 毛利英介「澶淵の盟の歴史的背景——雲中の会盟から澶淵の盟へ——」『史林』89巻3号、2006年。
 - (7) 詳細は古松崇志「法均と燕京馬鞍山の菩薩戒壇——契丹（遼）における大乘菩薩戒の流行」『東洋史研究』65巻3号、2006年、21-6頁参照。
 - (8) 前掲注3古松「契丹・宋間の澶淵体制における国境」で詳細に論じた。
 - (9) 古松崇志「契丹・宋間における外交文書としての牒」『東方学報 京都』85冊、2010年。
 - (10) 古松崇志「契丹・宋間の国信使と儀礼」『東洋史研究』73巻2号、2014年。
 - (11) Shiba Yoshinobu, *Sung Foreign Trade: Its Scope and Organization*, in Morris Rossabi (ed.), *China among Equals: The Middle Kingdom and its neighbors, 10th-14th centuries*, Berkeley: University of California Press, 1983, pp.97-100.
 - (12) 前掲注3古松「契丹・宋間の澶淵体制における国境」34頁、前掲注1古松「10～13世紀多国並存時代のユーラシア東方における国際関係」122頁。
 - (13) 前掲注2 Franke & Twitchett, Introduction, p.18, 井黒忍「金初の外交史料に見るユーラシア東方の国際関係——『大金弔伐録』の検討を中心に——」『遼金西夏研究の現在』(3) 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所、2010年、40頁、前掲注1古松「10～13世紀多国並存時代のユーラシア東方における国際関係」123-4頁。
 - (14) 前掲注3毛利「澶淵の盟について」47-8頁。
 - (15) 前掲注10古松「契丹・宋間の国信使と儀礼」78-81頁。
 - (16) 渡邊英幸『古代〈中華〉観念の形成』岩波書店、2010年。
 - (17) 安部健夫『中国人の天下観念：政治思想史的試論』ハーバード・燕京・同志社東方文化講座委員会、1956年（のち同『元代史の研究』創文社、1972年所収）。
 - (18) 渡辺信一郎『中国古代の王権と天下秩序：日中比較史の視点から』校倉書房、2003年、39-46頁。
 - (19) 黄純艶『宋代朝貢体系研究』商務印書館、2014年、330-51頁。
 - (20) 李攸『宋朝事實』卷一二、諸蕃入朝皇朝之制。
 - (21) 北宋における契丹認識の諸相については、陶晋生「北宋朝野人士對於契丹的看法」前掲注5『宋遼関係史研究』97-130頁。
 - (22) 吉本道雅「中国古代における華夷思想の成立」夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京

都大学学術出版会, 2007年.

- (23) 葛兆光「宋代中國意識の凸顯——關於近世民族主義思想の一箇遠源」『文史哲』2004年1期(のち同『古代中国的歴史, 思想与宗教』北京師範大学出版社, 2006所収), 同(辻康吾監修・永田小絵訳)『中国再考: その領域・民族・文化』岩波書店, 2014年, 90-1頁.
- (24) 関樹東「遼朝部族軍の屯戍問題」『中央民族大学学報』1996年6期.
- (25) 『契丹國志』卷二二, 控制諸国, 四至隣国地理遠近, 余靖『武溪集』卷一八, 契丹官儀などを参照.
- (26) 可能ならば契丹支配者層自身の言語である契丹語でこうした問題がどのように語られているかを考察することが望ましいが, 残念ながら管見の限り現段階で解読されている契丹語史料からそれをうかがい知ることは難しい. ここでは漢語で書かれた石刻史料を材料に論ぜざるを得ないことをあらかじめお断りしておきたい.
- (27) 耿延毅墓誌銘(開泰九年(1020)葬, 録文: 向南『遼代石刻文編』河北教育出版社, 1995年, 142-5頁), 蕭旻墓誌銘(清寧四年(1058)葬, 録文: 向南・張国慶・李宇峰『遼代石刻文統編』遼寧人民出版社, 2010年, 113-4頁), 韓椅墓誌銘(重熙六年(1037)書, 録文: 『滿洲金石志』卷二, 『遼代石刻文編』203-10頁), 耶律元寧墓誌銘(統和二十六年(1008)葬, 拓影・録文: 蓋之庸『内蒙古遼代石刻文研究(増訂本)』内蒙古大学出版社, 2007年, 26-35頁), 李知順墓誌銘(太平八年(1028)葬, 拓影・録文: 蓋之庸『内蒙古遼代石刻文研究(増訂本)』), 144-151頁, 張正嵩墓誌(乾亨三年(981)記, 録文: 『滿洲金石志』卷一, 『遼代石刻文編』215-8頁).
- (28) 『高麗史』卷六, 靖宗世家, 元年(1035)五月甲辰「契丹來遼城使檢校右散騎常侍安署驥興化鎮曰, ……今皇上紹累聖之基綱, 統八方之國界. 南夏帝主永慕義以通歡, 西土諸王長向風而納款. 唯獨東溟之域, 未賓北極之尊, 或激怒於雷霆, 何安寧於黎庶, 其於遠允, 自有變通.」
- (29) 『高麗史』卷六, 靖宗世家, 三年(1037)十二月丁亥「遣殿中少監崔延嘏如契丹奏云, 當國伏自前皇太后聖帝降冊命以頒宣, 疏土封而定分, 但茲東域, 仰戴北辰, 連年不絕以勤王, 遞代相傳而述職. ……」以上の史料については, 毛利英介「十一世紀後半における北宋の国際的地位について——宋麗通交再開と契丹の存在を手がかりに——」『宋代中国』の相対化(宋代史研究会研究報告第九集)汲古書院, 2009年, 289-90頁にすでに言及がある.
- (30) 秦晉國大長公主墓誌銘(重熙十五年(1046)葬, 録文: 『遼代石刻文編』248-52頁), 「大遼景州陳宮山觀鷄寺碑銘并序」(1093(大安九年)立, 録文: 『遼代石刻文編』452-3頁), 蕭義墓誌銘(天慶二年(1112)葬, 録文: 『遼代石刻文編』622-5頁), 『遼史』卷二一, 道宗本紀一, 清寧三年(1057)八月辛亥, 洪皓『松漠紀聞』などを参照.
- (31) 「文武大孝宣皇帝哀冊文」(聖宗哀冊)(太平十一年(1031)葬, 『遼代石刻文編』193-5頁). そのほか, 新出の耶律隆運(韓德讓)墓誌銘(統和二十九年(1011)葬, 録文: 万雄飛・司偉偉『遼代韓德讓墓誌考釈』『考古』2020年5期)にも同様の記述がみられる.
- (32) 耶律仁先墓誌銘(咸雍八年(1072)葬, 『遼代石刻文編』352-7頁).
- (33) 前掲聖宗哀冊・耶律仁先墓誌銘参照.
- (34) 『遼史』卷三四, 文学伝下, 劉輝伝.
- (35) 肖愛民『遼朝政治中心研究』人民出版社, 2014年.

- (36) 前掲注10古松「契丹・宋間の国信使と儀礼」81-9頁。
- (37) 森平雅彦「朝鮮中世の国家姿勢と対外関係」森平雅彦・岩崎義則・高山倫明『東アジア世界の交流と変容』九州大学出版会, 2011年。
- (38) 13世紀以後、モンゴルに服属することになった政権・政治勢力は、①人質の提出, ②軍事活動への協力, ③税糧・軍糧の納入, ④駅伝設置, ⑤戸籍調査, ⑥ダルガ(代官)の設置, ⑦君主の朝見と臣従の表明の七項目の義務を課されることが定められていた。これについては、松井太「モンゴル時代ウイグルスタンの税役制度と徴税システム」平成12~13年度科学研究費補助金基盤研究(B)(1)研究成果報告書『碑刻等史料の総合的分析によるモンゴル帝国・元朝の政治・経済システムの基礎的研究』(研究代表者:松田孝一), 2002年, 87-8頁参照。多国体制の時代より生きながらえた西ウイグルや高麗もまた、モンゴル帝国の支配下に入ってこれらの義務が適用されたのである。